

「令和7年度墨田区食品衛生監視指導計画案」 に対するご意見と区の考え方

「令和7年度墨田区食品衛生監視指導計画案」について、区民の皆さまからお寄せいただいたご意見及び区の考え方を公表いたします。ご提出ありがとうございました。



■ 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知

令和7年1月14日（火）から同年2月14日（金）まで区のホームページに案を掲載するとともに、区役所1階区民情報コーナー、すみだ保健子育て総合センター2階生活衛生課、すみだ消費者センターで窓口配布しました。令和7年1月21日号の墨田区のお知らせには、募集記事を掲載しました。また、墨田区食品衛生推進会議で案を提示して意見を伺いました。

(2) 意見提出

文書を郵送、ファクス、電子メール、電子申請等により提出していただきました。また、墨田区食品衛生推進会議で墨田区保健所生活衛生課食品衛生係に提出していただきました。

■ ご意見等の概要と区の考え方

ページ	意見概要	区の考え方
(概略図)	一般消費者向けの簡略版のようなもの（文字をできるだけ減らしたものを）を準備すると興味を持ちやすいと思います。	令和7年度墨田区食品衛生監視指導計画（案）の1枚目に添付しているカラー刷りの様式（表題：「食の安全」確かめます！）は、本計画の全体像を把握していただけるように簡略版として作成したものです。頂きましたご意見を踏まえ、より多くの皆さまにご興味をお持ちいただけるよう、内容について、今後検討して参ります。
	「わかりやすい食品衛生行政の推進」について、区民の皆さんに広がっていくよう、「食の安全確かめます」の文字数を減らして、強調部分を前面に出すようなレイアウトだと、違った印象があるかと思います。仕様にもよるかと思いますが、補足は裏面に記載したらいかがでしょうか。	
P1	区役所内の連携、国や自治体との連携について、必要、大事なことと思いました。	平常時のみならず、大規模食中毒が発生した場合などは、区役所内の関係部署、国や他自治体との連携が特に重要になります。引き続き、関係機関との連携協力を図りながら、対応していきます。
用語解説	用語解説がきちんとされており、専門用語になじみのない方にもわかりやすく、丁寧だと思います。	わかりにくい専門用語や区民のみなさまに知って頂きたい用語には、計画の最後に用語解説を掲載しています。食の安全・安心のために、参考にしていただきたいと思えます。

●お問い合わせ先

すみだ保健子育て総合センター2階

墨田区保健所生活衛生課食品衛生係

〒130-8628 墨田区横川5-7-4 電話：03-5608-6943（直通）